

## 公共物占用許可申請について

### 申請に必要な書類

#### (1) 申請書

申請書は正本1部を提出すること。

なお、提出に際しては、担当部署、担当者及び電話番号を、また、工事施工業者が決定している場合は業者名も明記すること。

#### (2) 位置図【縮尺：10,000分の1以上】

申請箇所を赤線で図示したもの。

#### (3) 平面図【縮尺：500分の1以上】

平面図は現況と工事前後の関係が判るように作成するものとし、次の事項に留意すること。

- ・官民境界の図示
- ・掘削等が伴う場合には、原則として赤実線でその範囲を図示するとともに、赤破線で工事影響範囲の図示

#### (4) 横断図【縮尺：100分の1以上】

次の事項に留意すること。

- ・占用箇所の全幅を図示
- ・技術的に必要と思われる最小限の横断を示す
- ・掘削する場合には、掘削線を赤実線で、影響範囲を赤破線で示した復旧図を添付

#### (5) 構造図【縮尺：20分の1以上】

占用物件を図示したもの。

#### (7) その他

工事工程表、現況写真、工事仕様書等の提出を求められた際には速やかに提出すること。

- 1 申請は、占用工事を着手しようとする30日前まで提出すること。
- 2 占用物件の規模、施行内容等に応じ、上記書類を簡素化することがあるので、申請しようとする時に相談してください。